

人吉市 総合事業

その他の留意点

● 事業対象者が介護申請した場合の取扱い

①介護申請～認定審査会までは、総合事業を利用可能

従来の一次予防事業の考え方と同じ。

※審査会日を把握する。サービス切替時期を包括スタッフ、サービス事業所と十分連携を行う。

②介護認定結果が、【要支援】の場合

→「**要支援者**」として総合事業は利用可能

ただし、ケアマネジメントによりサービス種類が変わる可能性有り。

事業対象者としてサービスを受けていた場合は、包括、担当ケアマネージャーの引継ぎを十分に行うこと

③介護認定結果が、【要介護】の場合

→総合事業は利用不可

④非該当の場合

→総合事業を継続して利用可能（ケアマネジメントは包括）

月途中で介護認定がでた場合の注意点

事業対象者が介護申請を行い月途中で介護認定がでた場合、同月に「総合事業サービス」と「給付サービス」が混在した場合の給付管理は、月末時点の居宅介護支援事業所が一括して行うこととなります。よって、総合事業サービス分も給付管理できるシステム環境が必要となりますので留意をお願いします。

例) 事業対象者の方が要介護申請

→6/20 認定結果 (要介護 1 有効期間 H30. 6. 1～H31. 5. 31)

→6/18 まで総合事業サービスを利用

→6/22 居宅届出 (居宅 A)

→6/25 から給付事業サービスを利用

6 月サービス提供状況・・・総合事業 2 回、給付事業 1 回提供

給付管理・・・月末時点の居宅 A が行う (総合事業+給付事業)

新規介護認定の方を担当する場合は以下の点を確認してください

- ① 事業対象者の有無
- ② 事業対象者の場合、いつまで、何のサービスを利用されていたか
- ③ 認定審査会日

● 「在宅実施状況確認表」の評価について

総合事業サービスを受ける方は、「在宅実施状況確認表」を義務付けしています。

「在宅実施状況確認表」は、3ヶ月ごとに担当ケアマネージャー（事業対象者の場合は包括スタッフ）がチェックを行い、ケアマネジメントへ反映します。

○ 3ヶ月モニタリング時（訪問又は電話）

担当ケアマネージャー（事業対象者は包括スタッフ）は、モニタリング時に本人や提供事業者を実施状況を把握し、ケアマネジメントへ反映します。

（本人の変化を把握し、状況によってはメニュー見直し等も行う）

○ 6ヶ月評価時（訪問）

担当ケアマネージャー（事業対象者は包括スタッフ）は、実施状況を把握しケアマネジメントへ反映するとともに、6ヶ月分の在宅実施状況確認表を地域包括支援センターへ提出してください→担当包括スタッフへ提出

● サービス提供表（計画分）は、前月中に包括へ必ず提出してください

● 総合事業の初回加算の取扱い

（訪問型サービス初回加算）

★総合事業Q & A 【問 14】 掲載

初回加算が算定ができるのは以下の場合

- ① 利用者が過去2ヶ月以上、当該事業所からサービスを受けていない場合
- ② 要介護→要支援、要介護→事業対象者 となった場合

以下の場合には初回加算算定できません

- ・ 予防給付サービス→総合事業サービス移行の場合

（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費）

★総合事業Q & A 【問 13】 掲載

初回加算が算定ができるのは以下の場合

- ① 過去2ヶ月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費の算定がない場合で介護予防サービス・支援計画を作成した場合
- ② 要介護→要支援、要介護→事業対象者 となった場合

以下の場合には初回加算は算定できません

- 要支援認定者が認定更新をして、総合事業サービスを利用した場合
- 要支援者→事業対象者、事業対象者→要支援者 となった場合
- 予防給付サービスを使うことになり、プラン代の扱いが変わる場合
(介護予防支援費⇔介護予防ケアマネジメント費)